交流自治体中学生親善野球大会実行委員会会則

31 杉並第 11236 号 令和元年 5 月 26 日

(設置)

第1条 杉並区の事業である「交流自治体中学生親善野球大会」(以下「親善野球大会」という。)を円滑に実施するため、「交流自治体中学生親善野球大会実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 実行委員会は、親善野球大会に関する次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 全般的な企画及び運営に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他、重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、杉並区軟式野球連盟、杉並区中学生軟式野球協会、杉並区学童軟式野球連盟、杉並区スポーツ少年団、杉並区交流協会の代表及び区職員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 実行委員会の委員の任期は、委員会の業務の終了する日までとする。

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 2名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 会計監査 2名
- 2 委員長、副委員長、会計及び会計監査は、委員の互選による。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集する。

(運営部会)

- 第7条 実行委員会に運営部会を置くことができる。
- 2 運営部会は、親善野球大会に関する次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 具体的な企画及び運営に関すること。
- (2) 参加者との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要と認めた事項
- 3 運営部会に部会長と副部会長を置く。部会長は、委員長が指名し、副部会長は部会長 が指名する。
- 4 部会長は、実行委員会委員の中から部会員を指名し、必要に応じて参加団体等から新たな部会員を指名することができる。

- 5 部会長は、運営部会を招集し、運営部会の事務を掌理する。
- 6 部会長は、親善野球大会の実施にあたって重要な事項は、実行委員会に報告し、承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合には、委員長の承認により実施することができる。

(経費)

- 第8条 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。
 - (1) 区からの分担金(区事業予算)
 - (2) 団体等からの協賛金
 - (3) その他収入

(事務局)

第9条 事務局は、杉並区区民生活部スポーツ振興課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要なことは委員長が別に定める。

附 則 この会則は、令和元年5月26日から施行する。